

出題の傾向

第3問『組合運営及び共同事業の運営』 【二者択一問題（○か×）】

- 組合運営や共同事業全般を取り上げており、組合運営に携わる方に少なからず理解しておいて欲しい基本的事項について出題されています。

ポイント

1. 基本的な理事会、総会の運営について確認すること。
2. 役員改選の方法について確認すること（員外理事の考え方も）。
3. 組合への加入脱退の考え方について確認すること（出資金の払戻等も）。
4. 員外利用についても再確認。
5. 中小企業等協同組合法（中協法）を基本とする。

令和6年度の振り返り

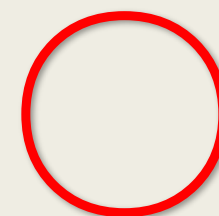
【第3問】問題と考え方①

★○×問題。2者択一なので、点数が取りやすいのでは。組合を運営していく上で実務で経験していることが多い。引っかけ問題に注意して問題を読み込むことが大切。

1. A事業協同組合では、事業を休止した組合員からの、出資口数を減少してほしいとの申入れに対して、事業年度の終りに、定款の定めるところにより、申入組合員の出資口数を減少することとした。

※ 中協法第23条（出資口数の減少）

組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない事由があると認められるときは、定款の定めるところにより、事業年度の終において、その出資口数を減少することができる。



令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方②

2. 4人の発起人が、事業協同組合を設立するため、定款とともに創立総会の日時及び場所を公告した。その後、発起人以外の出席者が見込まなかったことから、定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項は発起人全員の同意によって議決があったものと扱い、創立総会の開催は省略した。



中協法第27条（創立総会）

発起人は、定款を作成し、これを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

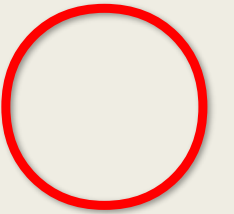
2 前項の公告は、会議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

3 **発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。**

令和 6 年度の振り返り

【第 3 問】 問題と考え方③

3. 事業協同組合の設立認可を受けたので、主たる事務所の所在地において設立登記を行ったが、その後、所管行政庁には設立登記が済んだ旨の届出を行わなかった。



中協法第 30 条（成立の届出）

信用協同組合又は第 9 条の 9 第 1 項第一号若しくは第三号の事業を行う協同組合連合会は、成立の日から 2 週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

※事業協同組合は列挙されていないので、設立登記について、所管行政庁への届出の義務はなし。

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方④

4. B事業協同組合では、定款を事務所に備え置いているが、規約については、事務所に備え置いておらず、組合員から求めがあった場合にすぐ閲覧させることができる態勢も取っていない。



中協法第34条の2（定款の備置き及び閲覧等）

組合は、**定款及び規約**（共済事業を行う組合にあつては、定款、規約並びに共済規程及び火災共済規程）（以下この条において「定款等」という。）**を各事務所に備え置かなければならない。**

2 組合員及び組合の債権者は、組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、組合は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一 定款等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 定款等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 省略

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方⑤

5. 役員の一部に住所の変更があったが、代表理事ではなかったので、所管行政庁に変更の届出は行わなかった。



中協法 第35条の2（役員の変更の届出）

組合は、役員の氏名又は住所に変更があつたときは、その変更の日から2週間以内に、行政庁にその旨を届け出なければならない。

補足★

代表理事の変更でなければ、**法務局**に変更登記の届出は必要ない。

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方⑥

6. 終活を支援し、介護事業を営む株式会社の経営者が、自社の企業理念を具現化する組織形態は事業協同組合であると考え、株式会社から組合へ組織変更をすることとした。事業協同組合、企業組合、協業組合の3種の組合形態を検討した結果、株式会社から組織変更をするためには協業組合が最適であると判断した。



「株式会社→〔事業協同組合／企業組合／協業組合〕」への組織変更の規定はなし。

中小企業団体の組織に関する法律（以下、団体法）第95～97条、第100条の3

第95条は「〔事業協同組合／事業協同小組合／企業組合〕→協業組合」への組織変更を規定
→株式会社からの転換は規定なし。

第96条は「商工組合→事業協同組合」、第97条は「事業協同組合→商工組合」を規定。

→いずれも株式会社から組合への転換ではないことが条文構造から明らか。

第100条の3「事業協同組合、企業組合又は協業組合は、その組織を変更し、株式会社になることができる。」と規定。

→すなわち方向は「組合→株式会社」のみ。

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方⑦

7. C事業協同組合では、事業年度途中で監事が辞任した。その後、他の役員である理事の1名が後任に就くこととなり、当該理事が理事を辞任した上で、臨時総会で新たに監事に選任された。もっとも、新たな監事は、自己が理事として行った職務執行について監査することとなるため自己監査に該当し、従って当該元理事は監事の適格を有しておらず、上記臨時総会の決議は無効と判断し、改めて後任の監事が選任されるまでの間、当初辞任した監事に監事の職務を行わせた。



中協法第37条（役員の兼職禁止）

監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

⇒ 兼任が禁止されるだけで、理事を辞任した後に監事へ就任すること自体は禁じられていない。本件の場合、**当該理事は先に理事を辞任しており、就任時点で兼任ではない。**第37条の兼職禁止に抵触しないため、監事への選任は有効。また、「自己監査に該当し、監事の適格を有していない」という主張を支える条文上の禁止規定は存在しない。したがって、臨時総会の選任決議を無効とすることはできない。

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方⑧

8. D事業協同組合では、除名事由に該当する組合員を除名処分としようとしたが、当該組合は既に清算中だったので、除名の手続きは取れないと判断して断念した。



除名事由に該当する→総会の特別決議と10日前通知＋弁明機会（中協法第19条1項、2項）を経れば除名可。

清算に入っても組合は「清算の目的の範囲内で存続」することから、清算中であること自体は除名の障害にならない。（中協法69条が会社法を準用。会社法476条により、解散後も清算終了まで存続し、除名を妨げる規定はなし。）

中協法第十九条（法定脱退） 組合員は、次の事由によつて脱退する。

一（省略）

二（省略）

三 **除名**

2 除名は、次に掲げる組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合は、組合は、その総会の会日の十日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えなければならない。

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方⑨

9. 議案に「反対」することを依頼された代理人が、総会において被代理人である組合員の意思に反して「賛成」の議決権を行使した。後日、代理人が「反対」することを依頼されていたことが発覚したことから、無権代理としてその議決権は無効扱いとした。



中協法第11条（議決権及び選挙権）

組合員は、各々一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。

2 組合員は、定款の定めるところにより、第四十九条第一項の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は**代理人をもつて、議決権又は選挙権を行うことができる。**

⇒中協法第11条は、組合員が代理人による議決権行使を認めている。代理人が総会で議決権を行使した以上、たとえ依頼内容（「反対で投票」等）に反していても、それは権限内の代理行為となる。よって議決自体は組合に対して有効に数えられ、後から無効扱いとすることはできない（指図違反は本人と代理人の内部問題）。

※代理人と組合員と組合との関係は、民法（第1編第5章3節代理（99条～118条））に従うとされている。

（参考）民法第99条（代理行為の要件及び効果）

代理人がその権限内において本人のためにすることを示してした意思表示は、本人に対して直接にその効力を生ずる。

令和6年度の振り返り

【第3問】問題と考え方⑩

10. 総会で議案に対する修正動議が出され、修正された議案の採決が行われた。その際、原案に「賛成」とする議決権行使書面については、通知された議案と異なる議案となったことから、「棄権」と判断し、出席者数にも含めなかった。



＜中協法第11条2項＞

組合員は、定款の定めにより、あらかじめ通知した事項については、書面又は代理人によって議決権を行使できる。

⇒修正議案については書面議決の効力は及ばず、棄権となる。

一方、修正議案以外で、招集通知どおりの内容がそのまま採決された議案については、事前提出の書面議決は有効。よって出席者数にも含める必要がある。